

論点に対する回答

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）
省庁名	内閣府
論点	① 就労証明書に関する行政手続コスト削減について、最新の達成状況、2020年3月までに目標達成する道筋、今後の取組について、具体的、定量的にお示しいただきたい。その際、標準的様式の活用状況調査の結果も合わせてご説明いただきたい。
<p>【回答】</p> <p>① 昨年10月からマイナポータル上に就労証明書作成コーナーを開設し、令和元年10月時点で1,668自治体（全体の約95%）が登録している。</p> <p>平成29年に標準的様式を作成し、各自治体に活用を促してきたが、平成31年3月の行政手続部会でもお示ししたとおり、大都市（23区、人口100万人以上の政令指定都市）では導入率が約12%と低い状況であった。そこで、大都市（23区、政令市等）で活用していただけるよう必要な項目を精査し、令和元年8月に、新たに大都市向け標準的様式を提示するとともに、特別区区長会において活用を促した。</p> <p>就労証明書の標準的な様式（標準的様式・大都市向け標準的様式）の活用状況調査の結果、令和元年8月末時点で全国の自治体のうち約53%がいずれかの標準的な様式を活用又は活用予定である。特に課題となっていた大都市において、約6割の市区が将来的な活用を含め活用を決めている等、標準的な様式の一定程度の普及が見込まれている。</p> <p>就労証明書の電子的作成が可能となること及び項目の標準化が進むことにより、作成作業時間の2割程度の削減をしようと考えている。</p> <p>今後も引き続き標準的な様式の活用を促すとともに、活用状況及び電子的作成への対応状況の把握に努めたい。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）
省庁名	内閣府
論 点	② 地方自治体によっては、標準的様式を加工して活用していることが想定されるが、地方自治体においてどのような加工が行われているか（独自に提出を求める項目を備考欄以下に追加しているか否か、独自に不使用とした項目を黒塗りにしているか否か）、企業の人事担当者目線でわかりやすい形で公表されているか。合わせて、どの程度の地方自治体で加工が行われているか、お示しいただきたい。
<p>【回 答】</p> <p>② 今般実施した就労証明書の標準的な様式の活用状況調査（令和元年8月末時点）は、今後の更なる活用を促進することを目的とし、標準的な様式の活用の状況又は活用予定について回答いただいた。</p> <p>特に、大都市向け標準的様式は、令和元年8月に各自治体に示したところであり、多くの自治体は現在、いずれかの標準的な様式を活用するか否か検討をいただいているところであり、大都市向け標準的様式の活用を決めた自治体においても、どのような項目について独自に提出を求めることとするか等を含め、具体的な活用に向けた検討を行っているところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き各自治体における検討が進んだ後、各自治体における不使用項目や独自追加項目について調査することとしたい。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行（就労証明書）
省庁名	内閣府
論点	③ 規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）において、「押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。」（令和3年度までに措置）とされているが、検討状況及び今後の具体的なスケジュールについてご説明いただきたい。

【回答】

- ③ デジタルで完結する仕組みの構築には、押印不要化を含む文書の真正性を担保する手法[※]や電子的な提出経路や自治体の受け口の構築（保護者と企業、自治体間をつなぐ3者間のネットワークシステムの構築）が課題であると承知している。

※今夏に大都市向け標準的様式の検討に当たり大都市にヒアリングを実施したところ、書類の信頼性確保の観点から押印欄のニーズは依然として高かった。

まずは、より多くの自治体において標準的な様式を活用いただけるよう、引き続き、各自治体に活用を促していくとともに、マイナポータル上の就労証明書作成コーナーの活用を含め電子的な作成を促進することとしたい。

令和2年度には、子ども・子育て支援関係手続きに関して、各自治体における業務プロセス・システムの標準化に向けた検討を進めることとしており、引き続き、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年6月14日閣議決定）等に基づく政府全体のデジタル化の流れも踏まえ、関係各省と協力して検討を進めてまいりたい。